

【令和6年度（第1回）】

執行官採用選考筆記試験（論文式）問題

第1問 甲建物を単独で所有していたAは、遺言を作成することなく、令和5年10月1日に死亡した。Aの相続人は、妻であるBと、いずれも成人の子であるC及びDのみであり、三名の間で遺産分割協議はなされていない。Eは、甲建物を何の権原もなく令和5年11月1日から不法に占有している。B及びCは、Dに何らの代理権も授与していないものとして、以下の問いに答えよ（各問は独立した問いである。）。

- 1 Dは単独で、Eに対し、甲建物の明渡しを請求することができるかについて、論ぜよ。なお、占有訴権については、触れなくてよい。
- 2 Dは単独で、Eに対し、甲建物の不法占有によりB、C及びDが被った損害の全部の賠償を請求することができるかについて、論ぜよ。
- 3 Eが、B、C及びDに無断で、平屋建てである甲建物の一部を取壊し、2階建てに増築した場合、Eは、B、C及びDに対して、甲建物の増築部分の所有権を主張することができるかについて、論ぜよ。

（配点：150点）

第2問 Xは、令和5年7月1日、Yから、Y所有の土地（以下「本件土地」という。）を代金700万円で買い受け（以下「本件売買契約」という。）、これを支払った。Xは、Yが本件土地を明け渡さないことから、同年8月1日、Yを被告として、本件売買契約に基づき本件土地の明渡しを求める訴えを提起した。この事例について、以下の問いに答えよ（各問は独立した問いである。）。

- 1 Yは、訴状の送達を受け、適式の呼出しを受けたにもかかわらず、答弁書その他準備書面を提出せずに、第1回口頭弁論期日に欠席した。同期日にお

いて、原告は訴状を陳述し、裁判所は、何ら証拠調べをしないまま、口頭弁論を終結した。裁判所は、どのような判決をすべきか。

2 Yは、第1回口頭弁論期日に出頭し、「既に、第三者であるZに対して、本件土地を売却し、その旨の所有権移転登記手続をしてしまった。」と主張した。そこで、Xは、上記訴えを交換的に変更し、Yに対し、本件売買契約を解除して、不当利得返還請求権に基づき、既に支払った代金700万円の返還を求めようと考えている。Xの訴えの交換的変更は認められるか、Xが改めて同内容の別訴を提起したと比較して、訴えの交換的変更による場合はXにとってどのような利点があるか。

(配点：75点)

第3問 不動産の引渡し又は明渡しの強制執行の方法（間接強制を除く。）及び執行官が行うべき具体的な手続について、民事執行法の条文を摘示しつつ説明せよ（不動産の引渡し又は明渡しの強制執行を「不動産の明渡執行」という用語を用いて説明してよい。）。

(配点：75点)